

## ■ 退職手当制度

退職手当 = {基本額 (退職日給料月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率) + 調整額}

- ・退職日給料月額……退職前の1月分の給与を見るとよい。

- ・勤続年数は、在職年数から休職、停職、育児休業等の期間の1/2を除いた年数

○2012(平成24)年3月の「公務員の退職金が民間より400万円多い」旨の人事院調査報告を根拠に、翌年10月1日より5条の最高支給率は49.59へ、2018年1月からはさらに47.709となった。(以前の最高支給倍率は59.28)

○人事院はいわゆる「定年延長」にあたり、定年前退職者の優遇措置を拡充するよう提言。放置されていた調整額が2015年度からの給与改定時に改善された。

※50、55歳以上の年度末退職は「特別退職」扱いとなり、退職年度末年齢ごとに退職日給料月額に以下の率が加算され、5条適用。

※大阪市・堺市は50歳以上、大阪府は55歳以上

50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%

## ●大阪府の小・中学校の調整額区分(千円) ( )内は職務段階別加算の割合

調整額(5年分)(千円) = 1ヶ月調整額 × 60月分						
4号区分	5号区分	6号区分	7号区分	8号区分	9号区分	10号区分
3,573千円	3,249	2,601	1,950	1,626	1,302	0
4級(20%) (校長)	4級(15) (校長)	3級(15) (副校長) (教頭)	3級(10)特2級 2級(10) & 年度 当初55歳以上	2級(10) (教諭)	2級(5%) (教諭)	左記以外 (教諭)

## ●大阪市の調整額区分

4号区分	5号区分	6号区分	7号区分	8号区分	9号区分
3,249千円	2,061	1,950	1,626	1,302	0
4級(15)	3級(12.5、10)	特2級(10)	2級(7.5) (主務教諭等)	2級(5)、63 号給以上	左記以外

## ●実際の調整額の出し方

職務段階別の加算率 (ボーナス時も使用) 退職前5年分 = 60月分を知る必要  
年齢は4月1日現在

加算率	級・号給等の要件
5%	教諭(2級63号給以上)
10%	教頭(3級)、首席等、教諭(2級131号給以上)
15%	校長(4級)、副校長、教頭(3級在級3年以上かつ55歳以上)
20%	校長(4級在級3年以上かつ55歳以上)

Xさん 4級15%で1年在職、4級20%で4年在職して退職

15%  $3,249,000 \div 60 \times 12 \text{月} = 649,800 \text{円}$

20%  $3,573,000 \div 60 \times 48 \text{月} = 2,858,400 \text{円}$

Xさんの調整額は、649,800円 + 2,858,400円 = 3,508,200円